

令和5年12月20日

(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部



労働安全衛生法改正に伴う厚生労働大臣が定める研修<sup>新</sup>

## 「安全管理者選任時研修」（1日コース）の開催について

労働安全衛生法第11条では、常時50人以上の労働者を使用する**事業場ごと**に安全管理者を選任する義務があります。その選任要件として平成18年4月1日労働安全衛生法が大幅改正され、その中で安全管理体制強化の一つとして、安全管理者には、産業安全の実務に所定の年数従事した経験を有する者のうち、厚生労働大臣の定める研修を修了することが必要となっています。（則第5条、告示第41号）

当支部では、この資格要件を満たすべく標記研修を以下の通り開催いたしますので、ご参加下さいます様ご案内申し上げます。（50人未満の事業場においても受講可です）

### 記

- 1 日 時 令和6年3月15日（金） 9時20分～19時55分
- 2 場 所 小田原市民交流センターUMECO 会議室7
- 3 講習科目 安全管理3h、  
危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置3h、  
安全教育1.5h、関係法令1.5h
- 4 受講資格 産業安全実務経験：高校卒 理科系4年以上、それ以外6年以上  
大学卒 理科系2年以上、それ以外4年以上
- 5 会 費 会員：12,830円（税込、テキスト代1,650円含む）  
一般：15,830円（税込、テキスト代1,650円含む）  
**※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。**
- 6 定 員 18名（定員になり次第締め切ります）
- 7 申込方法 小田原支部HPからのNET申込み、または、申込書に所要事項を記入のうえ  
FAXにて**3月6日（水）迄にお申込み下さい。**  
(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部 事務局  
FAX 0465-24-5820 (TEL 0465-24-1753)



※本研修の修了者には「修了証」を交付致します。**認印**をご持参下さい。

※当研修および修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。

※**申込み後の取り消しは、3月11日（月）まで**にお願いいたします。

それ以降は、受講料の返金はできませんのでご了承ください。

※修了証発行のため**氏名は戸籍上の漢字で、生年月日は西暦で誤りなきよう**お願いいたします。

\*\*\*\*\*

### 「安全管理者選任時研修」申込書（令和6年3月15日）

事業場名 \_\_\_\_\_ 住所 〒 \_\_\_\_\_

会員No. \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

| ※ | 氏 名        | 生年月日（西暦） | 現 住 所（郵便番号を必ず記入してください） |
|---|------------|----------|------------------------|
|   | フリガナ<br>氏名 |          | 〒                      |
|   | フリガナ<br>氏名 |          | 〒                      |

会費振込予定日： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 振込予定（振込手数料は貴事業場にてご負担下さい）

振り込み銀行： 横浜銀行 / 小田原支店 普通 0056462

名義人： 神奈川労務安全衛生協会小田原支部